

地区計画ガイド 東山1丁目地区

東山1丁目地区 地区計画の内容

名 称	東山1丁目地区 地区計画	
位 置	東山1丁目地内の一部	
面 積	約 1.9 ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、浅野川の水、卯辰山の緑に囲まれ、その環境に調和した様相を今もなお残しており、市内でも数少ない地区の一つである。このため、古都金沢にふさわしい街並み保存と卯辰山への眺望など都市景観が阻害されることなく街づくりが形成されていくことを目標として地区計画を定める。
	土地利用の方針	当該地区は、市内でも有数の典型的な町家風のたたずまいを今もなお残しており、今後とも金沢らしさを保存するため、特に、都市景観に力を注ぎ、周辺の環境に調和した土地利用を図る。
	建築物等の整備方針	木と緑、さらに金沢らしさが保存されている魅力ある当該地区において、一体性のある街並みを形成し、地域環境保全のため建物の高さの最高限度、壁面の位置の制限、意匠及び垣、さくの構造の制限と緑化の導入等を奨励する。
地区建築物等に計画する	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物を建築してはならない。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に定めるキャバレー・待合等、低照度飲食店等、区画席飲食店等、まあじゃん屋、ぱちんこ屋、スロットマシン・テレビゲーム店等、その他これらに類するもの。 (2) 同法第2条第6項第3号に定める興行場（俗称「ストリップ劇場」等）、第4号に定める宿泊休憩施設（俗称「ラブホテル」等）、及び第5号に定める物品販売業（俗称「アダルトショップ」等） (3) 建築基準法別表第2（に）項第3号に規定するボーリング場、スケート場 (4) ゴルフ練習場 (5) 建築基準法別表第2（に）項第2号に規定する工場及び同表（へ）項第5号に規定する倉庫業を営む倉庫
	建築物等の高さの最高限度	敷地地盤面からの高さは12m以下とする。
	建築物等の壁面の位置の制限	浅野川に面する市道東山1丁目線12号に面する宅地に立地する建築物は、当該道路境界線から1m以内の部分に建築してはならない。
	建築物等の形態又は意匠の制限	(1) 建築物の外壁の色は茶などを基調とした落ち着いた色調とし、屋根は黒・グレーを基調とした日本瓦葺き又は金属板葺きとする。 （小規模な付属建築物の屋根を除く。） (2) 屋外広告物等は自家用広告のみとし、外壁から張り出して設置する場合は外壁面から70cm以内とする。また、屋外に広告塔等を設置してはならない。
	垣又はさくの構造の制限	道路に面して垣、さくを設ける場合は、次のようにする。 (1) 生垣、板塀、竹垣、土塀または石積とする。 (2) 化粧ブロックを使用する場合は、高さ1.2m以下とする。

●東山1丁目地区 地区計画は、昭和63年4月1日に都市計画決定しました。

東山1丁目地区 地区計画の説明

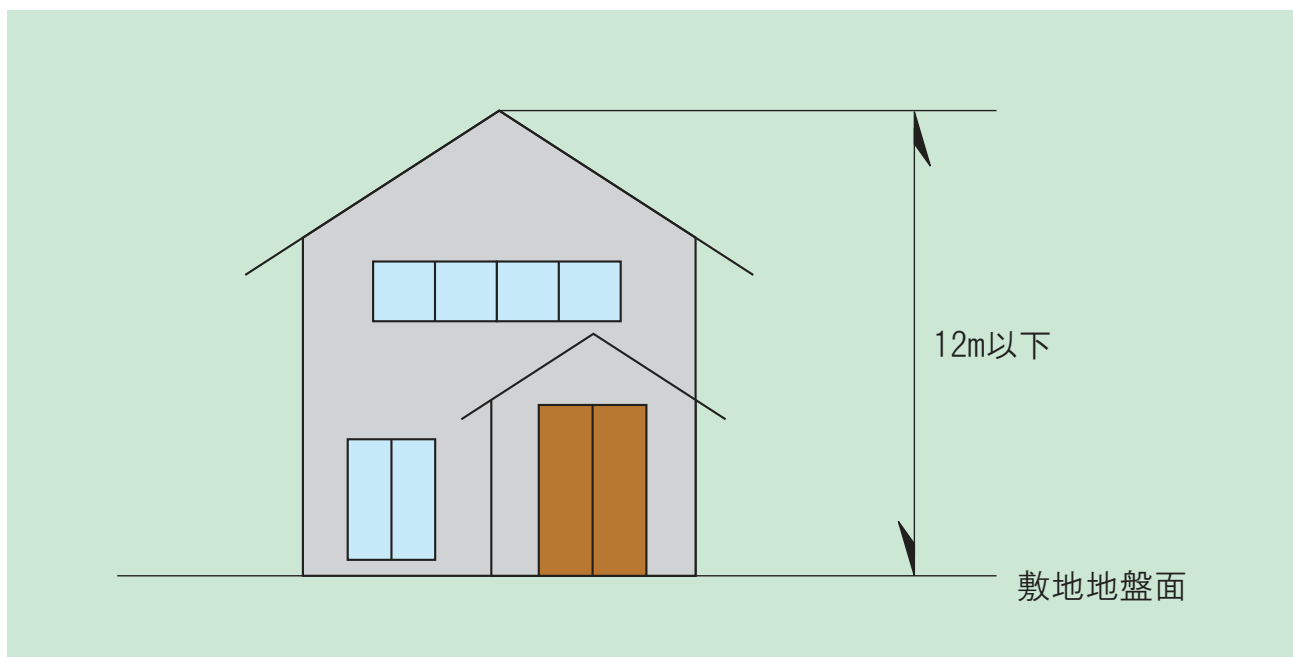
建築物等の用途の制限

建築物の用途の混在を防ぎ、良好な環境を保全するため、次のような用途の建築が禁止されています。詳しくは、地区整備計画の内容をご覧ください。

- 風俗営業規制及び業務の適正化に関する法律第2条1項各号に定める施設
 - キャバレー・待合等（第1号）
 - 低照度飲食店等（第2号）
 - 区画席飲食店等（第3号）
 - まあじゃん屋、ぱちんこ屋等（第4号）
 - スロットマシン、テレビゲーム店等（第5号）
- 風俗営業規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項第3号～第5号に定める施設
 - 娯楽興行場（ストリップ劇場）等（第3号）
 - 同伴宿泊施設（ラブホテル）等（第4号）
 - 性的物品販売施設（アダルトショップ）等（第5号）
- ボーリング場、スケート場
- ゴルフ練習場
- 工場、倉庫業を営む倉庫（それぞれ建築基準法別表第2で規定しているもの）

建築物等の高さの最高限度

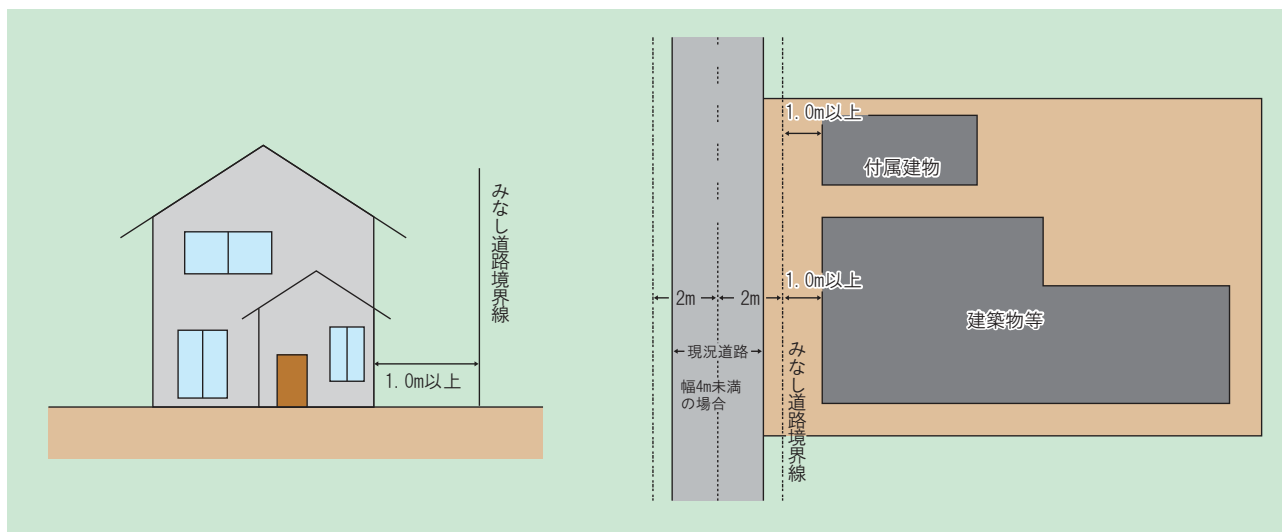
高すぎる建築物は、落ち着いたまちなみの景観を乱すとともに、隣家の日照・通風に影響を与えたり、圧迫感をもたらすことがあります。このため、建築物の高さは、次のように定められています。



建築物等の壁面の位置の制限

ゆとりのある沿道空間を確保するため、市道東山1丁目線12号沿線については、浅野川沿いの景観に配慮し、特に、道路境界線から建築物の壁面までの間を1.0m以上空けることとしています。

(市道東山1丁目線12号沿線についてのみ)



意匠の制限

落ち着いたあるまちなみ景観を形成するため、建築物等の外壁・屋根の色彩や屋根の素材などについては、次のように定められています。

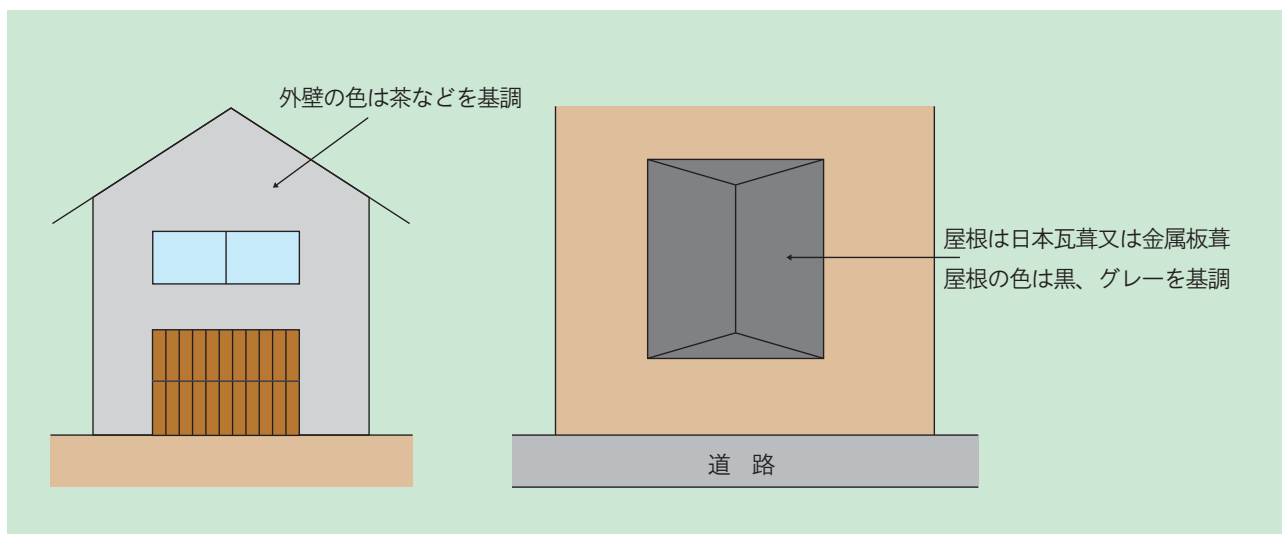
☆色彩

○外壁の色は、茶などを基調とした落ち着いた色調とする。

○屋根の色は、黒、グレーを基調とした色調とする。

☆屋根の素材（小規模な付属建築物の屋根を除く。）

日本瓦または金属板を葺くものとする。

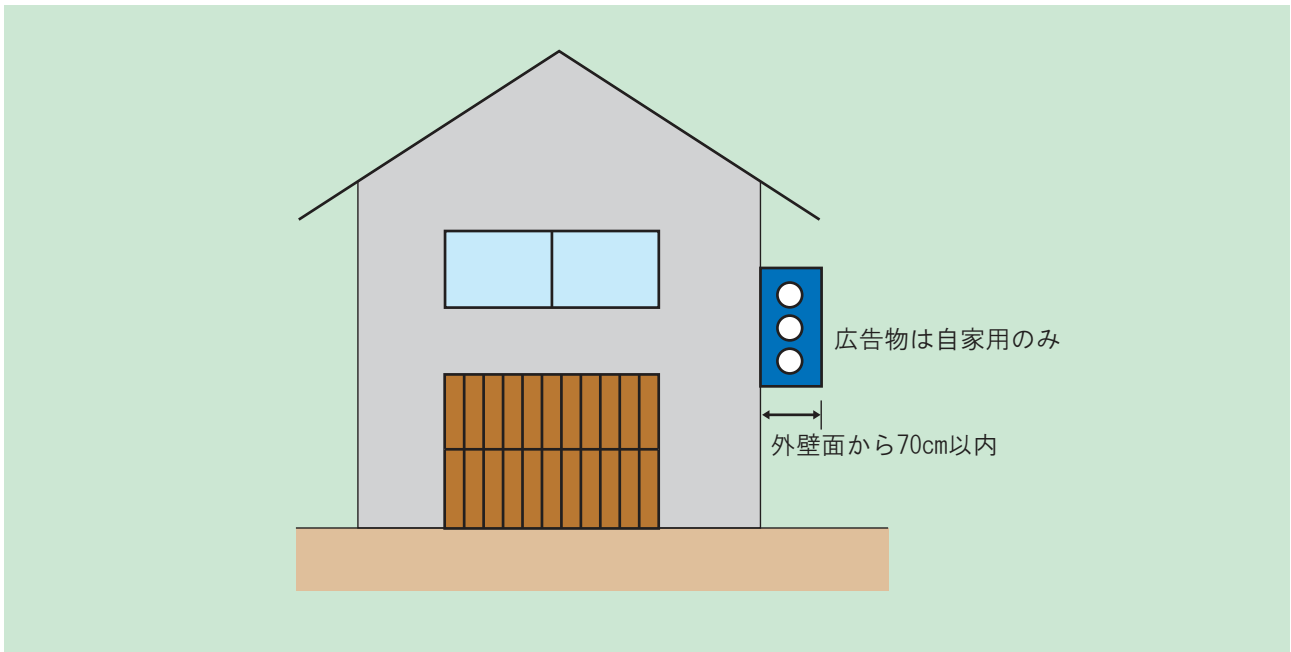


広告物等について

けばけばしい色彩や大きすぎる広告物は、良好な居住環境及び景観を損なうこととなります。その形や色彩、大きさ、掲示位置について工夫し、周囲と調和するものにしましょう。

この地区で設置できる広告物等は、自家用のみであり、独立広告物の設置は禁止されています。また、外壁面から張り出して設置する広告物は、外壁面から70cm以内とされています。

(注) 屋外広告物を設置する際には、これらの規制とは別途に、**金沢市屋外広告物等に関する条例**に基づく手続きが必要となる場合があります。詳しくは、**景観政策課 (220-2364)** までお問い合わせ下さい。



垣又はさくの構造の制限

古都金沢にふさわしいまちなみを形成するため、道路に面する部分について、生垣・土塀などを奨励するとともに、防災上や景観上好ましくないブロック塀の使用が制限されています。

